

## 有料職業紹介手数料に関する返金規定

i 株式会社

当社では、紹介した人材が紹介先企業に採用された後、一定期間内に自己都合または会社都合により退職となった場合、以下のとおり手数料の一部を返金いたします。

### 1. 返金対象期間と返金率

退職時期（入社日からの期間） 返金率（支払済手数料に対して）

|        |       |
|--------|-------|
| 1 か月以内 | 80%返金 |
| 3 か月以内 | 50%返金 |
| 6 か月以内 | 10%返金 |
| 6 か月超  | 返金なし  |

※「退職」とは、雇用契約が終了したことを指し、配置転換・契約変更等は対象外とします。

※退職日を基準とし、返金請求は退職日から 30 日以内に申請があった場合に限りします。

### 2. 返金手続き

返金を希望される場合は、以下の書類をご提出ください：

- 対象求職者の退職日が確認できる書類（退職証明書または雇用契約終了通知書 等）
- 返金申請書（弊社所定書式）

返金は、当社にて内容を確認の上、原則として申請受理後 30 営業日以内に指定口座へ振込いたします（振込手数料は紹介先企業様ご負担）。

### 3. 返金対象外の事例

以下の場合返金の対象外といたします：

- 入社後 6 か月を超えて退職した場合
- 紹介先企業による不当な解雇、または労働環境による退職が明らかな場合
- 紹介手数料の支払が遅延・未納の場合
- 返金申請期限（退職日より 30 日以内）を過ぎた場合